

令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス・施設等の感染防止対策支援事業  
Q&A集(厚労省発出:関係部分抜粋 ※黄色着色箇所:熊本県加筆・追加等)

No	質問	回答
1	<p>今回の補助を受けるには、申請書兼請求書等の一連の書類をどこに申請(請求)すればよいのか。</p>	<p>県HP掲載の「<u>申請(請求)先・申請(請求)方法等:フローチャート</u>」によりご確認ください。</p> <p>例)A法人内に5事業所(B～F事業所)ある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B、C事業所 → 「<u>毎月の介護報酬請求は県国保連に電子申請で行っている。債権譲渡利用なし。</u>」 → 「<u>申請(請求)先:県国保連</u>」</li> <li>・D、E事業所 → 「<u>毎月の介護報酬請求は県国保連に電子申請で行っている。債権譲渡利用あり。</u>」 → 「<u>申請(請求)先:県</u>」</li> <li>・F事業所 → 「<u>毎月の介護報酬請求を紙またはCD-R等により行っている。</u>」 → 「<u>申請(請求)先:県</u>」</li> </ul> <p>※) 上記の場合、法人単位で2つの申請書兼請求書を作成し、それぞれの申請(請求)先に申請(請求)する必要があります。</p>
2	<p>申請(請求)に当たっては、介護サービス事業所または施設単位で申請(請求)できるか。</p>	<p><u>申請(請求)は申請(請求)先ごとに対象期間(令和3年10月1日から12月31日まで)3か月分を法人単位でまとめた1回限りとします。(介護サービス事業所または施設ごとの申請(請求)はできません。)</u></p> <p>なお、法人内の各介護サービス事業所・施設等における毎月の介護報酬請求時の対応状況により、申請(請求)先及び申請(請求)方法が異なりますので、<u>県HP掲載の「申請(請求)先・申請(請求)方法等:フローチャート」を必ずご確認ください。</u></p>

令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス・施設等の感染防止対策支援事業  
Q&A集(厚労省発出:関係部分抜粋 ※黄色着色箇所:熊本県加筆・追加等)

No	質問	回答
3	介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業のうち、要件を満たすのであれば、「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」と「介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。	可能です。 ただし、 <u>一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上(二重計上)はできません</u> ので、ご注意ください。
4	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。 なお、 <u>対象事業所・施設等の詳細については、実施要綱3(3)ア、交付要項第2条、要項別表により確認してください。</u>
5	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となることだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
6	訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ①例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。	①個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ②合算してください。

令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス・施設等の感染防止対策支援事業  
Q&A集(厚労省発出:関係部分抜粋 ※黄色着色箇所:熊本県加筆・追加等)

No	質問	回答
7	介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施している事業所は対象となるのか。	<p><u>通所型サービスを実施している場合は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとして取り扱われます。</u>  <u>ただし、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合(2枚看板の場合)は、介護サービス指定の分のみが対象となります(両方の申請(請求)はできません)。</u>  <u>また、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合も同様の取扱いとなります(両方の申請(請求)はできません)。</u></p>
8	施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱いはどのようにすればよいか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします。(ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。)
9	<p>実施要綱3(3)イ(ア)の「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、</p> <p>①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。</p> <p>②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②については、<u>その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、消毒液などを想定しています。</u>  <u>なお、体温計やおむつなどは対象となりません。</u></p> <p>③については、<u>パーテーション及びパルスオキシメーターに限ります。</u></p> <p>④納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば(<u>見積もりのみは不可</u>)、補助対象として差し支えありません。</p>
10	費用が確定していない段階における申請(概算による申請)は可能か。	<u>本事業に要する費用が確定したのについて、申請(請求)することを想定しています。</u>

令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス・施設等の感染防止対策支援事業  
Q&A集(厚労省発出:関係部分抜粋 ※黄色着色箇所:熊本県加筆・追加等)

No	質問	回答
11	申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	厚労省の方針に基づき、事務の簡素化を図るため、支出した費用の金額・品目等を申請(請求)書に記載すれば、 <u>領収書等の証拠書類の提出は不要</u> とする取扱いとしています。 なお、 <u>領収書等の証拠書類は、各介護サービス事業所・施設等において、申請(請求)に係る領収書等の証拠書類は、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておく必要があることに留意すること。(県から求めがあった場合は、速やかに提出する必要があります。)</u>
12	申請(請求)した補助金について、県からの交付決定(確定)後に、実績報告書の提出の必要があるか。	厚労省の方針に基づき、事務の簡素化を図るため、 <u>実績報告書の提出は不要</u> とする取扱いとしています。 なお、 <u>領収書等の証拠書類は、各介護サービス事業所・施設等において、申請(請求)に係る領収書等の証拠書類は、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておく必要があることに留意すること。(県から求めがあった場合は、速やかに提出する必要があります。)</u>
13	申請(請求)した補助金の支払時期はいつ頃になるのか。	基本的には今年度内(令和4年3月まで)に支払う予定としておりますが、短期間で相当量の受付・審査(書類補正を含む)を行う必要があり、申請(請求)及び審査状況によっては、令和4年4月以降になる場合もありますので、御了承願います。
14	消費税仕入控除税額等報告書は、どの時点で提出すればよいか。	県からの交付確定後に提出が必要となります。提出時期については別途ご案内します。